入　札　説　明　書

1　業務の概要

⑴　業務名　　鳥取市立病院定期点検業務

⑵　業務内容　　本業務は、建築基準法（以下、「法」という。）第１２条第２項及び第４項に基づく、調査・点検を実施するものである。

⑶　対象建築物　　鳥取市立病院本館及び付属建物

⑷　業務期間　　契約日の翌日から令和９年２月２６日まで

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　令和~~8~~７年度及び令和~~9~~８年度において鳥取市及び鳥取市水道局が発注する測量、建設コンサルタコンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和~~7~~６年鳥取市告示第~~3 9 2~~６２５号）に基づく入札参加資格を有すること。

⑵　この公告の日から令和８年９月１１日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月１日制定）第３条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑷　この公告の日から令和８年９月１１日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

⑸　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく建築士事務所の登録を受け、同法第２条第２項に規定する一級建築士又は同条第３項に規定する二級建築士の資格を有する者を、本業務に管理技術者として配置することができること。

3　入札説明書、仕様書等に対する質問等

⑴　入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和８年９月３日の午後３時までに質問書（様式１）をファクシミリで送信して行うこと。回答は同月７日の午後３時までに、質問者にファクシミリで送信するとともに、鳥取市立病院ホームページ（https://hospital.tottori.tottori.jp/）に掲示する。

⑵　質問書の送信先

鳥取市立病院総務課業務管理室　ファクシミリ　０８５７－３７－１５５３

4　入札参加資格確認申請書の提出期間、提出場所等

入札に参加しようとする者は、次に従って入札参加資格確認申請書（様式２）を持参により提出しなければならない。２の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことが証明できない者は、入札に参加することができない。

⑴　提出期間

令和８年８月２８日から９月８日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）第１条第１項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

⑵　提出場所

鳥取市的場一丁目１番地　鳥取市立病院３階事務局内

総務課　業務管理室（電話：０８５７－３７－１５２２）

⑶　入札参加資格確認の結果

入札参加資格確認の結果、必要な資格を満たしていなかった場合、入札日の前日午後５時までにファクシミリでその旨を通知する。

５　入札方法等

⑴　入札は、総価による入札とする。

⑵　入札書は、様式３を使用し、入札金額には総額を記載すること。

⑶　入札開始時刻までに入札場所に参集しない者は、棄権とする。

⑷　郵送による入札は、無効とする。

⑸　代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状（様式４）を提出すること。

⑹　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。

⑻　入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

⑼　入札回数は、３回を限度とする。

⑽　再度の入札において前回入札最低金額以上の入札を行った者は失格とする。

⑾　開札は、入札終了後直ちに行う。

⑿　入札に参加する資格のある者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札執行前にあっては、入札辞退届を４の⑵の場所に持参又は郵送すること。入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。

⒀　入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

⒁　入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

６　入札（開札）の場所及び日時等

⑴　場所　鳥取市的場一丁目１番地　鳥取市立病院３階会議室

⑵　日時　令和８年９月１１日　午前１０時００分

７　無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
⑵　鳥取市契約規則（昭和３９年鳥取市規則第３号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
⑶　同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
⑷　入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
⑸　記名押印のない入札
⑹　委任状を提出しない代理人のした入札
⑺　同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札
⑻　郵送による入札

８　落札者の決定方法
⑴　鳥取市契約規則（昭和３９年鳥取市規則第３号）第１１条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
　なお、この入札には鳥取市測量等業務最低制限価格試行要領に基づく固定型最低制限価格が設定されています。
⑵　落札者となるべき者が２名以上の場合は、くじにより落札者を決定する。

９　その他
⑴　入札保証金　免除
⑵　契約保証金　免除
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先：鳥取市立病院　総務課　業務管理室　山田
電話：０８５７－３７－１５２２
ファクシミリ：０８５７－３７－１５５３